

# 山形県立保健医療大学科目等履修生規程

平成 21 年 4 月 1 日  
規 程 第 70 号  
改正 平成 29 年 2 月 24 日  
規 程 第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第 40 条第 3 項及び山形県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 36 条第 3 項の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては学則第 10 条に該当する者、大学院にあつては大学院学則第 10 条に該当する者とする。

(志願手続)

第 3 条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学考査料を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願（様式第 1 号）
- (2) 履歴書（様式第 2 号）
- (3) 入学資格を証する書類
- (4) その他本学が必要と認める書類

(選考)

第 4 条 志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

(入学の許可)

第 5 条 科目等履修生の入学手続、入学の許可等については、学部にあつては学則第 13 条及び第 14 条の規定を、大学院にあつては大学院学則第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

(入学時期)

第 6 条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(在学期間)

第 7 条 科目等履修生の在学できる期間は、1 年間とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、学長は、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(履修科目)

第 8 条 科目等履修生が履修できる授業科目は、臨床実習を除く科目とする。

(単位修得証明書の交付)

第 9 条 学長は、所定の単位を修得した科目等履修生の申請に基づき、単位修得証明書を交付する。

(授業料)

第 10 条 科目等履修生は、公立大学法人山形県立保健医療大学授業料等徴収規程の定めるところにより、授業料を納入しなければならない。

(実験等費用の負担)

第 11 条 履修科目における実験、演習等に要する費用は、各人の負担とする。

(許可の取り消し)

第12条 学長は、科目等履修生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により当該科目を履修する見込みがなくなったときは、履修の許可を取り消すことができる。

(学則等の準用)

第13条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則及び本学諸規程のうち、学生に関する規定の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

# 科目等履修生入学願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

住 所

氏 名

印

下記により貴学の科目履修生として入学したいので、許可くださるようお願いします。

## 記

1 理 由

---

---

---

---

2 履修期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 履修科目及び単位数

	曜日	時限	履修科目	単位数	担当教員名	単位認定の 要・不要
前 期						
後 期						

